

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十八条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正)

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条第一項中「百分の八」を「百分の十」に、「百八分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十八条の二第二項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成二十九年四月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の二において「二十九年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下附則

(消費税法の一部改正)

第三条 同 上

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

同 上

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一 同 上

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条において「二十七年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下この条及び次条において「

第十六条の二までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十九年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をするこゝとができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）にあっては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間（において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する

一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をするこゝとができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）にあっては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この

税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条		附則第五条第一項	
施行日前	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間	施行日前	施行日から一部施行日の前日までの間
をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く		施行日以後	一部施行日以後
をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く		第二条	第三条
		旧消費税法	二十九年旧消費税法

場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間」と、「新消費税法」とあるのは「第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十七年新消費税法」という。）」と、附則第五条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「第二条」とあるのは「第三条」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「平成二十六年四月三十日」とあるのは「平成二十七年十月三十一日」と、「同月三十日」とあるのは「平成二十七年四月一日」と、「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第四項及び第五項中「平成八年十月一日から指定日」とあるのは「平成二十五年十月一日から二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、附則第六条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第七条第一項中「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第八条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項及び附則第九条中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、附則第十条第一項、第十一条及び第十二条中「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、附則第十三条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「規定する税

附則第五条第二項		附則第五条第三項	
をいう。	をいう。(以下この項において「特定継続供給役務」という。)	施行日	一部施行日
定める課税資産の譲渡等	定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第十四条までにおいて同じ。)	平成二十六年四月三十日	平成二十九年四月三十日
支払を受ける権利	支払を受ける権利又は支払義務		
係る課税資産の譲渡等	係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ	旧消費税法	二十九年旧消費税法
平成八年十月一日	平成二十五年十月一日	平成八年十月一日	平成二十五年十月一日
平成二十五年十月一日	平成二十八年十月一日	平成二十五年十月一日	平成二十八年十月一日
指定日	二十八指定日		

率」とあるのは「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

附則第五條第四項及び第五項		附則第六條第一項		附則第七條第一項		附則第八條第一項	
施行日	旧消費税法	施行日	旧消費税法	施行日	旧消費税法	施行日前	旧消費税法
一部施行日	二十九年旧消費税法	一部施行日以後	二十九年旧消費税法	一部施行日	二十九年旧消費税法	施行日から一部施行日の前日までの間	又は特定課税仕入れにつき
施行日	平成八年十月一日から	施行日	二十八年指定日	施行日	二十八年指定日	施行日前	又は特定課税仕入れにつき
一部施行日	平成二十五年十月一日から二十八年指定日	一部施行日以後	二十九年旧消費税法	一部施行日	二十九年旧消費税法	施行日から一部施行日の前日までの間	又は特定課税仕入れにつき
指定日	二十八年指定日	指定日	二十八年指定日	指定日	二十八年指定日	施行日前	又は特定課税仕入れにつき

課税資産の譲渡等	規定する税率	施行日	施行日以後	施行日前	新消費税法	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	に係る消費税	が施行日以後
											又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の二までの規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率	一部施行日	一部施行日以後	施行日から一部施行日の前日までの間	二十九年新消費税法	二十九年新消費税法	一部施行日以後	施行日から一部施行日の前日までの間	二十九年新消費税法	又は特定課税仕入れに係る消費税	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
											又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後

2

附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一

附則第十四条第 四項	及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	に係る	が施行日以後	につき	施行日前	及びその合計額
											の合計額
附則第十四条第 三項	及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	に係る	が施行日以後	につき	施行日前	及びその合計額
											の合計額
附則第十四条第 二項	及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	に係る	が施行日以後	につき	施行日前	及びその合計額
											の合計額
附則第十四条第 一項	及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	に係る	が施行日以後	につき	施行日前	及びその合計額
											の合計額

2

附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一

項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る二十九年新消費税法第三十八条第一項、第三十八條の二第一項及び第三十九條第一項の規定の適用について、附則第五條第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法第三十條第一項、第三十二條第一項及び第三十六條第一項の規定の適用について、附則第五條第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同條第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五條第六項	
に係る	又は特定課税仕入れに係る
新消費税法	二十九年新消費税法
及び	、第三十八條の二第一項及び
百分の八	百分の十
百分の五	百分の八
百分の六・三	百分の七・八
百分の四」と、	百分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十

項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）に係る二十七年新消費税法第三十八條第一項及び第三十九條第一項の規定の適用について、附則第五條第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における二十七年新消費税法第三十條第一項、第三十二條第一項及び第三十六條第一項の規定の適用について、附則第五條第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同條第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五條第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の四」とあるのは「百分の六・三」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の四」とあるのは「百分の六・三」と読み替えるものとする。

3 省 略

	<p>附則第五条第七項</p>	<p>八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、</p>
	<p>、又は</p> <p>場合における新消費税法</p>	<p>、若しくは</p> <p>場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における二十九年新消費税法</p>
<p>これらの規定中「百分の六・三」とあるのは、「百分の四</p>	<p>、又は</p> <p>場合における新消費税法</p>	<p>二十九年新消費税法第三十條第一項及び第三十二條第一項第一号中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、</p> <p>「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と</p> <p>、二十九年新消費税法第三十六條第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と</p>

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の二 二十九年新消費税法第三十八條の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入

3 同 上

れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 省略

2 省略

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 同上

2 同上

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。